

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 26日

埼玉県知事
大野元裕 殿



提出者

住 所 埼玉県東松山市山崎町21番地

氏 名 東松山市上下水道事業

東松山市長 森田光一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0493-24-2022

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	東松山市市野川浄化センター
事 業 場 の 所 在 地	埼玉県東松山市山崎町22番地1
事 業 の 種 類	36 水道業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	脱水汚泥 2800t 沈砂・し渣 22t	全 处 理 委 託 量	脱水汚泥 2800t 沈砂・し渣 22t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	優良認定処理業者への 処理委託量	脱水汚泥 800t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	再生利用業者への 処理委託量	脱水汚泥 2000t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者への 処理委託量	— t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t
※事務処理欄			

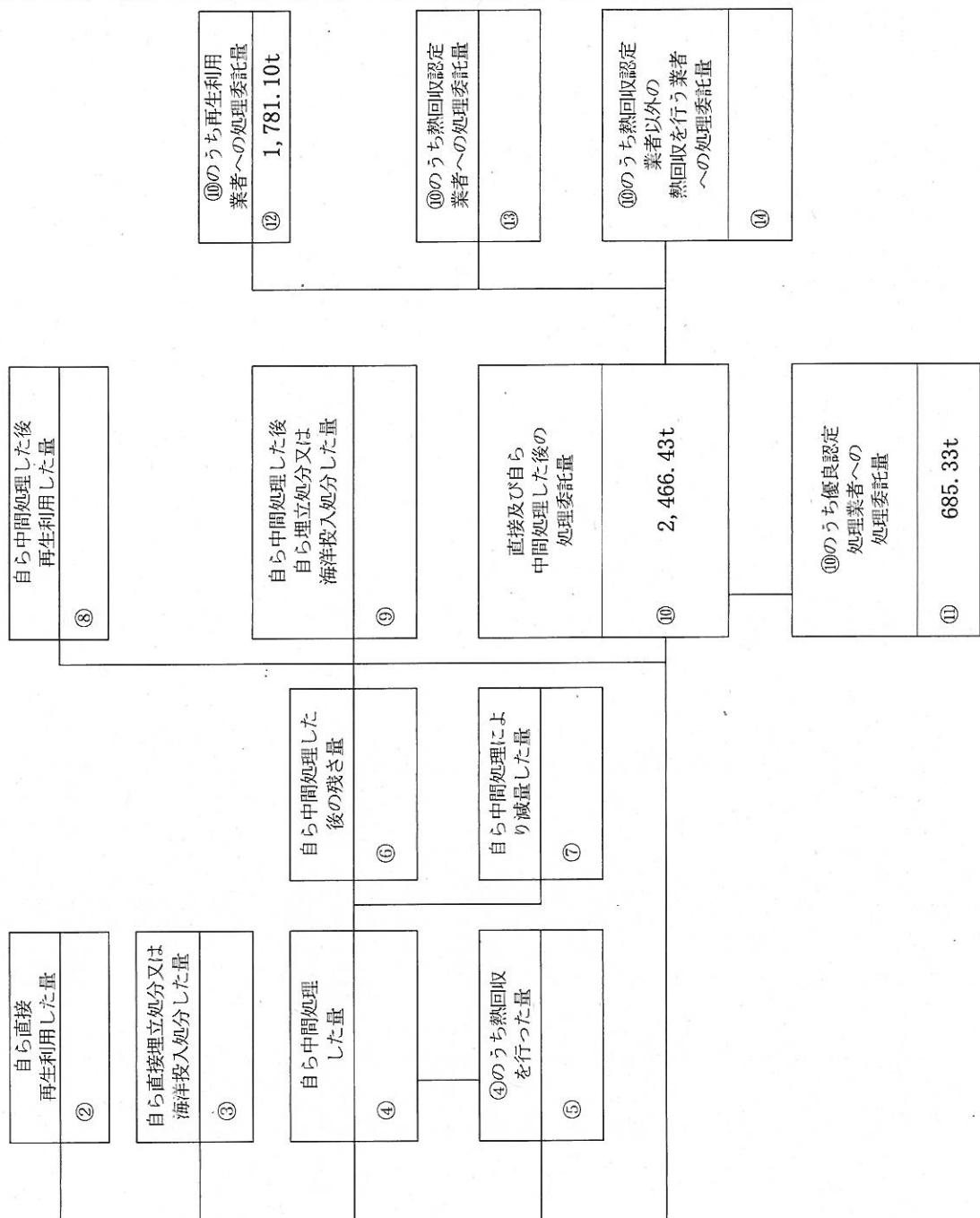
(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥（脱水汚泥）)

① 排出量	2,466.43t	項目	実績値	自ら中間処理した量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した後 の残さ量	自ら中間処理した後 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量
②+⑧ 自ら再生利用を行った量									
⑤自ら熱回収を行った量									
⑦自ら中間処理により減量した量									
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量									
⑩全処理委託量	2,466.43t								
⑪優良認定処理業者への処理委託量	685.33t								
⑫再生利用業者への処理委託量	1,781.10t								
⑬熱回収認定業者への処理委託量									
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	685.33t								

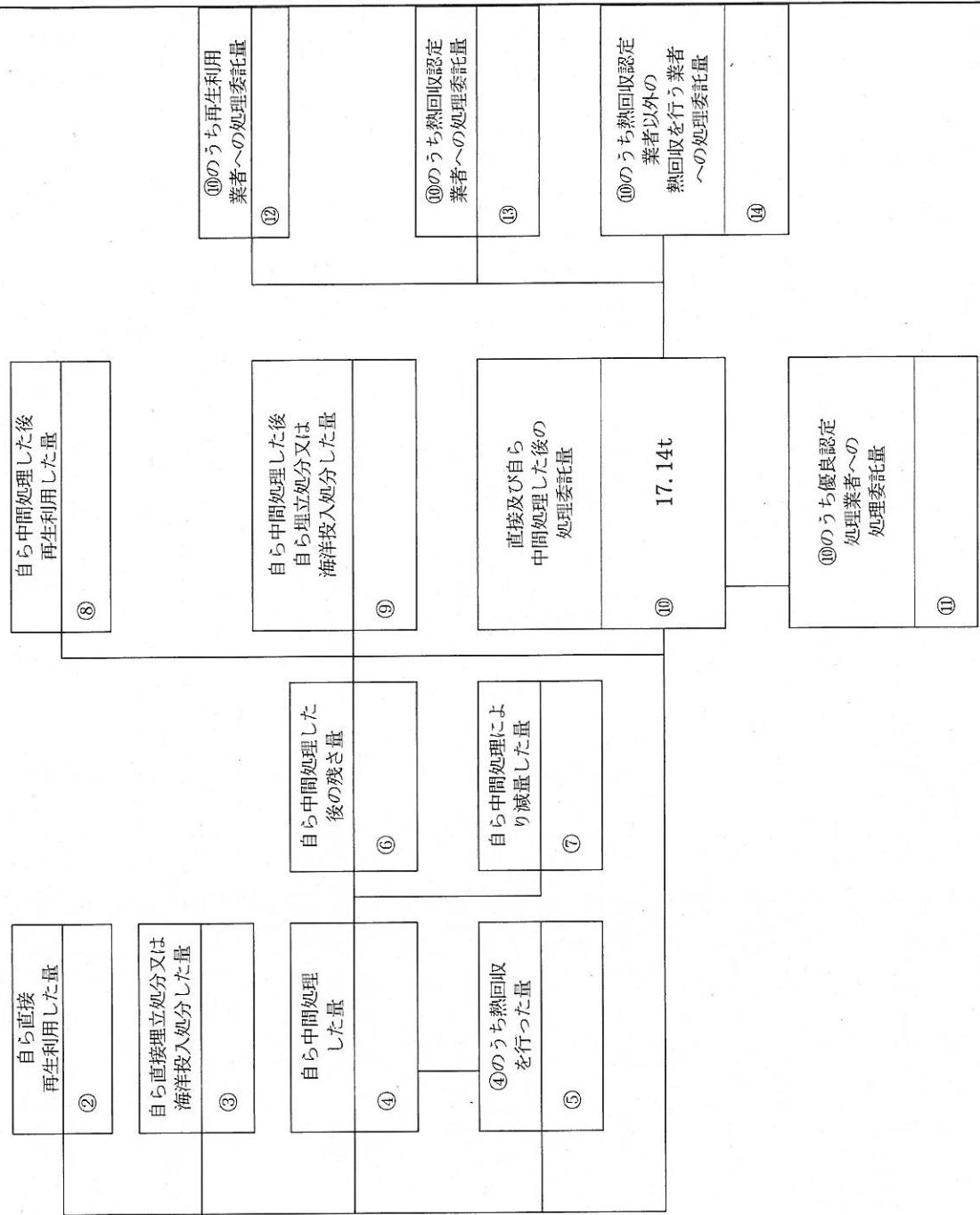


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：汚泥（沈砂・し渣）)

不要物等発生量	有償物量
① 17.14t	排出量
	実績値
① 排出量	17.14t
② +③自ら再生利用を行った量	自ら中間処理した量
① 自然熱回収を行った量	④のうち熱回収を行った量
⑦自ら中間処理により減量した量	⑤
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	自ら中間処理により減量した量
⑩全処理委託量	17.14t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(産業廃棄物の種類：汚泥（沈砂・し渣）)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。